

騒音規制法及び振動規制法に基づく 特定建設作業実施届出について

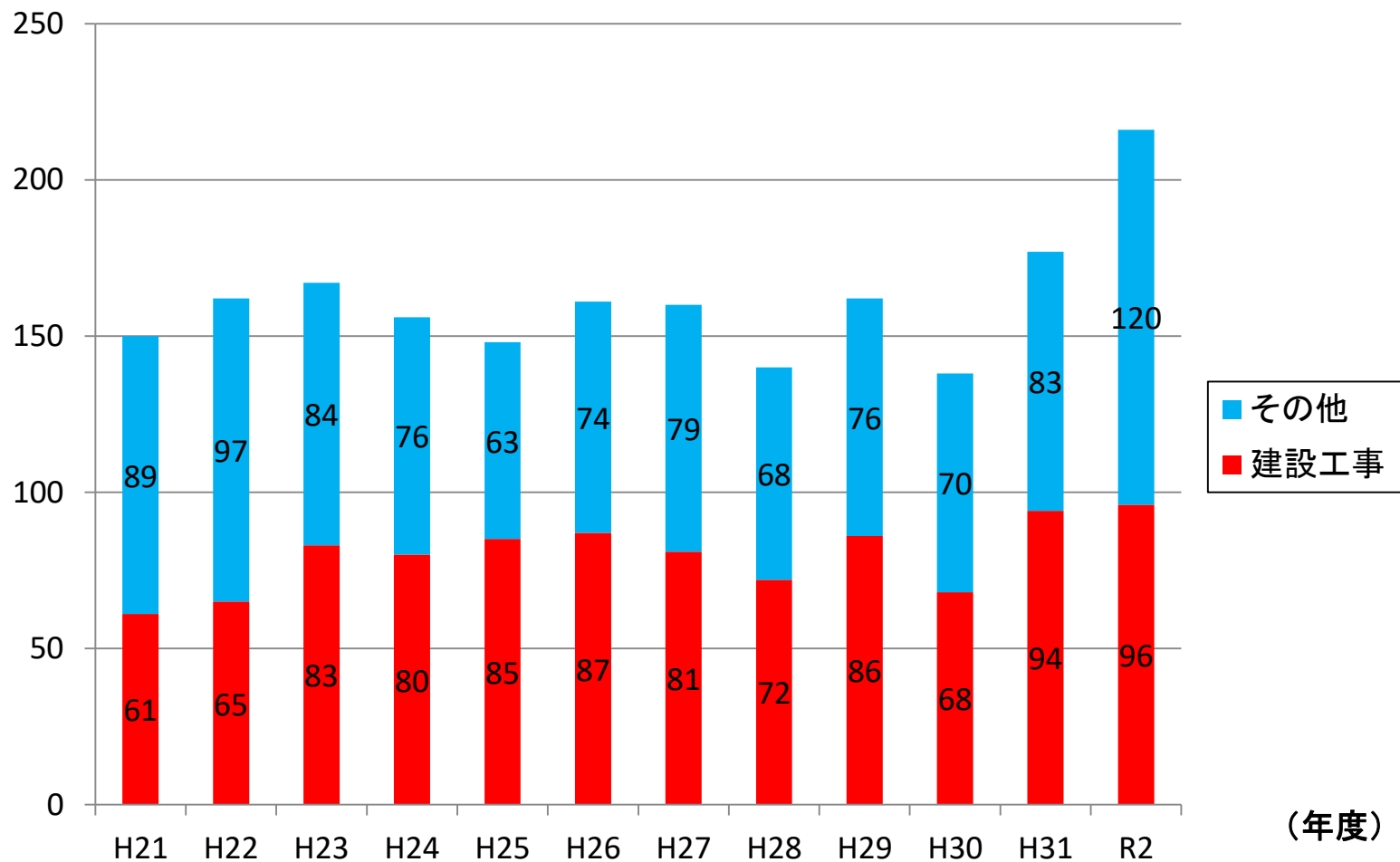
環境局環境保全課
大気騒音係

< 広島市における苦情発生状況 >

▶ 騒音・振動に関する公害苦情件数の推移

(件数)

(過去12年間)



<建設工事に係る騒音・振動の規制>

▶ 騒音規制法・振動規制法の概要

工場・事業場

著しい騒音・振動を発生する施設

建設作業

著しい騒音・振動を発生する作業 ⊕ 特定建設作業

届出, 規制基準
改善勧告・改善命令
罰則等

▶ 特定建設作業に関する規制の仕組み

特定建設作業
の実施の届出

規制基準

改善勧告
改善命令

罰則

○ 作業実施の把握

○ 規制基準の不適合
○ 周辺生活環境の悪化

< 特定建設作業実施の届出 >

▶ 特定建設作業とは？

(騒音規制法及び振動規制法施行令 別表第二)

【騒音規制法に基づく特定建設作業】

1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業
4. 空気圧縮機を使用する作業
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
6. バックホウを使用する作業
7. トラクターショベルを使用する作業
8. ブルドーザーを使用する作業



【振動規制法に基づく特定建設作業】

1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業
4. ブレーカーを使用する作業(手持ち式のもの除く)

<建設工事に係る騒音・振動の規制>

▶ 特定建設作業の例



出店: ウィキペディア

油圧ブレイカー(さく岩機)

騒音規制法に該当
振動規制法に該当



出店: ウィキペディア

ハンドブレイカー(さく岩機))

騒音規制法のみ該当

< 特定建設作業に係る規制基準 >

▶ 規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び振動規制法施行規則別表第一)

	敷地境界における大きさ	作業時間	1日の作業時間長	作業期間	作業日
騒音規制法 振動規制法 に定める 特定建設作業	騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	午後7(10)時から 翌日午前7(6)時 まで行われないこと	10(14)時間を 超えないこと	連続して6日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 に行われないこと
適用除外	——	①、②、③、④	①、②	①、②	①、②、③、④、⑤

(注) 1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超えるところの作業時間及び1日の作業時間長は、()内に示すとおりです。

2 適用除外欄の各項は次のとおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

< 特定建設作業の実施の届出 >

▶ 特定建設作業の実施の届出(騒音規制法第14条及び振動規制法第14条)

(届出要領)

- 1 届出義務者
建設工事の**元請業者**で、法人の場合はその代表者
- 2 届出期限
工事開始日の**7日前まで** ※中7日確保する必要あり
- 3 届出書類**(正副2部提出)**
 - (1)特定建設作業実施届出書
 - (2)工事工程表 ※特定建設作業の工程を明示してください。
 - (3)付近見取り図 ※周辺地域(住宅, 病院等)の状況を把握できるもの。
- 4 指定地域 ※規制する地域
騒音規制法: 広島市内全域
振動規制法: 工業専用地域を除く広島市内全域
- 5 届出先
広島市環境局環境保全課大気騒音係(TEL:082-504-2187)